

旧RD最終処分場問題 職員ヒアリング 質問・市職員聴き取り内容

資料4-3

質問は、協議会で提出されたものを原文のまま掲載しています。

番号	質問	市職員聴き取り内容	原稿案への反映
4	住民から、滋賀県職員とRD社との癒着の可能性を指摘されながら、まったく調査しなかったのは、なぜか。	<p>○そのような話は聞いたことがない。</p> <p>○在籍時にそのような話は聞いたことがない。</p> <p>○いつの時期のことであろうか。そのような話は聞いていない。</p>	原稿案への反映なし
16	「県・市職員による合同対策協議会」では、県と市とでは意見が分かれていた。(滋賀報知新聞平成18年9月21日)この会議では、いったい何がどこまで話し合われたのか。(県・市連絡協議会 H18～)	<p>○在籍時は県と市の関係性が悪かったとは思わない。対策工事の工法として、地元要望のとおり全量撤去を願いたいとの思いがあり、その点では意見の違いはあった。</p> <p>○在籍当時の話し合いでは、対策工法として市からは全量撤去を求めていたため、意見が分かれていた時期もある。ただし、全体的は協力して取り組んでいたと思う。</p>	<p>第5章 7 地元および県との関係性 P.103</p> <p>対策工事の検討において、市は当初、地元住民が求める廃棄物の全量撤去案を望んでいた。しかし、費用や工期を含めた総合的な判断により、現実的かつ効果的とされた原位置浄化策を採用することが県により決定されることになった。この過程において、地元住民、県、市の間で最終的な合意形成の中で協議が進められたことは、問題解決に向けて意義深い結果となった。</p>
19	今から思い返してみても、自分の在任中に「こうすればよかった」と思うことは何か。また「したかったが、できなかった」と思うことは何か。そのできなかった要因は何か。	<p>○県が産業廃棄物処分業の許認可権限を持ち対応されていた中、市としてもパトロールや各調査等、できることはやっていたと思う。</p> <p>○対策工事の工法として、最終的に原位置浄化策となったことについては、総合的な判断としてやむを得ないことは理解していたが、個人的には地元が望むように全量撤去となってほしかった。</p> <p>○対策工については、当初、全量撤去を求めていたが、最終的に原位置浄化策になった。工事費用等、財政的な問題や工期の問題がある中で、その結論に至ったことは致し方ないと思う。</p> <p>今考えると、現実的に対策工事が実施され、県に対しても尽力いただいたことは良かったと思う。</p>	<p>第5章 7 地元および県との関係性 P.103</p> <p>対策工事の検討において、市は当初、地元住民が求める廃棄物の全量撤去案を望んでいた。しかし、費用や工期を含めた総合的な判断により、現実的かつ効果的とされた原位置浄化策を採用することが県により決定されることになった。この過程において、地元住民、県、市の間で最終的な合意形成の中で協議が進められたことは、問題解決に向けて意義深い結果となった。</p>

旧RD最終処分場問題 職員ヒアリング 質問・市職員聴き取り内容

資料4-3

質問は、協議会で提出されたものを原文のまま掲載しています。

番号	質問	市職員聴き取り内容	原稿案への反映
20	<p>当初 有毒ガスが出ているのではと北尾団地へ調査に入った際のこと。職員(県・市)が持ってきた小さな検知器の針が降り切れているのに住民には『大した事は無い』と話した後 RD社員とコソコソ話しているのを目撃し大きな不信を感じた。その後、硫化水素の発生が確認され大問題へと進展していく事となったが、(県・市)は 当時各地で発生していた産廃不法投棄を因とする社会問題化(行政の責任・長期化・費用等々への波及)を恐れ 曖昧な形で收拾を図ろうとしていたのではないかとの思いを強く持った。住民に対する 行政・企業の初期対応の姿勢に問題は無かったのでしょうか？</p>	<p>○硫化水素の問題が発生した当時は在籍していなかったため、当時のことはわからない。</p>	<p>原稿案への反映なし</p>
21	<p>本件に関して 県と市の連携に問題は無かったのか、外から見ていると本件の当該市である栗東市には問題を積極的にリードしようとする姿勢が感じられず 県の後追いに終始しているように見え残念に感じていた。それぞれの権限の差は有るが、特に市は企業およびその背後を意識して 住民とは一定距離を保っての対応に感じた、市が住民に寄り添えなかった原因は何があったのでしょうか？</p>	<p>○廃棄物処理法としての指導権限は県にあった。しかし、市としてもできることは取り組んでいたと思う。</p> <p>○産業廃棄物処理に関する許認可の権限が県にあり、市は県に要望する立場であることが前提となるが、在籍していた当時は県・市で協力し合って取り組んでいたと認識している。</p> <p>○産業廃棄物処理に関する指導の権限は県にあったが、市としても県と協力してできることは取り組んでいたつもりである。地元の意見を尊重して、県に対し要望等を行ってきた。</p>	<p>第5章 7 地元および県との関係性 P.103 一方で、市は廃棄物処理法上、旧RD社への行政処分や行政代執行を市自身で行う権限を有していなかったため、問題発生当初は、ばい煙等への苦情や旧RD社の不適正処理への対応について、市が主体的に動かなかつた。市は問題を注視し、住民に助言する対応を行い、県に対する要望等の形で住民の声を県に届けるよう努めてきたが、問題が解決しないばかりか、住民運動が起こる事態となった。住民に最も近い立場の自治体として、市が初期の段階から住民の声に寄り添い、主体的に旧処分場の実態を把握し、県への要望を実現させる一層の努力を重ねるべきであったと反省が残った。</p>